

化管法のMSDS制度と 諸外国のMSDS類似制度の比較

独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センターリスク管理課

海外のMSDS類似制度の実態を調査し、日本のMSDS制度との比較を行うことにより、MSDS制度の更なる充実及び普及を図るための基礎情報として整理した。

インターネット・文献等による調査の後、現地ヒアリング調査を行うことにより、情報を収集した。

調査結果

国名	主体となる法律等及び関連する他法令等	記載事項の化管法との比較	制度の対象事業者	対象となる化学物質	各国の普及状況、取組等 ²⁾
日本	1999年に制定され、化学物質の自主的な管理の改善を促進することを目的とする 化管法 でMSDS制度を規定している。 なお、化管法、安衛法、毒劇法は個別にMSDS制度を規定している。	記載項目は16項目 ¹⁾ （必須項目：10項目）	対象物質を取り扱う全ての事業者	人の健康を損なうおそれ又は動植物の生育若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある435物質	MSDSの様式について、GHSと整合をとったJIS Z 7250(2005)を推奨している。
	労働安全衛生を目的とする 安衛法 でMSDS制度を規定している。 1999年にMSDS制度が導入された。	[安衛法に無い項目] ・廃棄上の注意 ・輸送上の注意 ・火災時に必要な措置 ・労働者に対する暴露防止措置等	同上	労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある640物質	GHS国連動向を踏まえ、2006年12月に表示、文書交付制度が改正された。
	保健衛生上の見地からの化学物質管理を目的とする 毒劇法 でMSDS制度を規定している。 2000年にMSDS制度が導入された。	[毒劇法に無い項目] ・有害性・暴露性の概要 ・適用される法令 [化管法に無い項目] ・毒物又は劇物の別	毒物劇物事業者	毒物又は劇物と指定された457物質	
アメリカ	1983年にMSDS制度が導入された。 労働安全衛生を目的とする 労働安全衛生法 (OSHAAct) を主体としてMSDS制度が規定されている。 OSHAActの他に、新規化学物質を対象とする有害物質規制法 (TSCA)、地域社会の緊急対処計画に活用することを目的とした緊急計画・地域社会知照権利法/スーパーファンド修正再承認法 (EPCRA / SARA Title III)、輸送時の安全性を確保することを目的とした危険物輸送法 (HMMA) の3法でMSDSの作成を規定している。	[OSHAActに無い項目] ・化学物質が漏出した際に必要な措置 ・廃棄上の注意 ・輸送上の注意 ・有害性・暴露性の概要 ・火災時に必要な措置 ・適用される法令 [化管法に無い項目] ・主要な流通経路 ・潜在的発癌物質の該当の有無 ・MSDSの作成日付及び最終更新	OSHAActの対象業種のうち、有害化学物質に暴露される可能性のある事業者	HCSにより危険有害性化学品と判断された物質	MSDS普及の支援として、行政では、インターネットでの情報提供やHazCom Initiativeという取組における、危険有害性決定ガイド、モデル訓練プログラム、MSDS作成のためのガイダンスの作成・公開等を行っている。業界団体では、意見交換をするフォーラムの運営等を行っている。企業等では、MSDS作成支援やインターネットによるMSDSの検索といった支援が行われている。
	1988年にMSDS制度が導入された。 労働安全衛生を目的とする 危険有害性製品法 (HPA) がMSDS制度について規定している。営業秘密保護については 危険有害性物質情報審査法 (HMIRA) が規定している。	[HPAに無い項目] ・有害性・暴露性の概要	管理製品に該当する危険有害性物質を販売・輸入する事業者	管理製品に該当する物質 成分別リストに掲載された物質 (1736種類) ・供給者が危険有害物質と判定した物質 ・毒性情報が未知な物質	制度制定から20年近く経っており、MSDSは大半で浸透している。 MSDS普及の支援として、行政は、インターネットでの情報提供、MSDS作成支援やMSDSを集めたデータベースの作成といったMSDS普及支援を行っている。業界団体は、規制についての啓発活動を行っている。企業は、MSDS作成及び管理支援やコンサルティングといった支援を行っている。
EU	1991年にMSDS制度が導入された。 MSDS制度は SDS指令 (SDS指令 (2001/58/EC)) に規定されている。 危険物質指令 (DSD(67/548/EEC)) 及び危険調剤指令 (DPD(1999/45/EC)) で対象となる製品、化学物質指令 (CAD(98/24/EC)) で適用者の義務を規定している。	[化管法に無い項目] ・環境影響情報	危険性物質、調剤を上市する事業者	DSD(67/548/EEC)、 DPD(1999/45/EC)で対象に分類される物質	MSDS普及の支援として、EU加盟国の化学物質規制担当官のネットワーク組織CLEENでは、SDSを含む化学品の分類、ラベリングに関する監査手法のガイドラインの統一、FAQの集約を試みている。
英国	1993年にMSDS制度が導入された。 化学物質管理、労働安全衛生を目的としている 化学物質 (表示及び梱包) 取扱規則 (CHIP) でMSDS制度を規定している。 有害物質管理規則 (COSHH) と危険物質及び爆発性雰囲気規則 (DSEAR) で労働安全衛生管理のためにSDSを活用することを義務づけている。	同上	同上	ASLで危険分類されている物質 ACLGに基づいて危険分類される物質	産業革命以降、労働環境改善を求めた動きが活発であった歴史的背景を持っており、この流れの一部としてSDSが早い段階から受け入れられていたことから、SDSの普及率は高い。 MSDS普及の支援として、行政はインターネット及びパンフレットでの情報提供を行っている。また、SDSに関するの査察を行っており、検査官は、SDSの確認、指導を行っている。業界団体では、危険化学物質の規制などに関する情報、研修を行っている。企業等では、インターネットでの化学物質の情報の検索サービスによる支援を行っている。
ドイツ	1999年にMSDS制度が導入された。 化学物質管理、労働安全衛生を目的とする 危険物質規則 でMSDS制度は規定されている。 より詳細な規則を定めるガイダンスとして、SDSに関する技術規則 (TRGS 220)、リスクアセスメントに関する技術規則 (TRGS 400)、標識及び安全指導に関する技術規則 (TRGS 555) の3つの規則がある。	同上	同上	化学物質法及びEU指令に規定される物質	MSDS普及の支援として、行政では、インターネット及びパンフレットでの情報提供を行っている。また、InQaというプロジェクトの中でMSDSサンプルの紹介、MSDS作成のためのコンサルティングの紹介等を行っている。企業では、トレーニング、講習会の開催、インターネットを用いた情報提供、MSDS作成代行等を行っている。企業では、コンサルティング、インターネットでのSDSのデータベース公開といったサービスによる支援を行っている。企業等では、MSDS普及による支援を行っている。企業等では、MSDS作成及び管理支援を行っている。
オランダ	1993年にMSDS制度が導入された。 化学物質管理、労働安全衛生を目的とする 環境有害物質法 でMSDS制度を規定している。 MSDS制度の実施は社会・雇用者が行っており、石油及びガス産業のSDSは経済省が担当している。	同上	同上	DSD(67/548/EEC)、 DPD(1999/45/EC)で対象に分類される物質	企業間の取引でMSDSがないと取引が成立しないため、MSDSの普及率は高い。 MSDS普及の支援として、行政では、2006年にSDSの品質を向上させるプロジェクトを立ち上げた。業界団体では、会員の作成したMSDSのウェブサイトでの公開を行っているところもある。企業では、MSDS作成及び管理支援を行っている。 国際動向への対応については、国内独自の戦略よりもREACHを優先している。
オーストラリア	1993年にMSDS制度が導入された。 労働安全衛生を目的とする 職場の有害物質に関する国家規範規則 (NOHSC1005) 及び 職場の危険物の取扱い及び取扱いに関する国家規範 (NOHSC1015) でMSDSの作成に関する履行規範を策定している。 化学物質管理を目的とするオーストラリア化学工業製品通知・評価計画 (NICNAS) により、新規化学物質及び優先先貯蔵化学物質についてはMSDSが必要となることがある。	同上	危険有害性物質を取り扱う全ての事業者	(NOHSC1005/NOHSC1008)に適合する有害物質 (NOHSC1015)危険物	制定から10年近く経っており、十分にMSDSが認識されている。 MSDS普及の支援として、行政では、セミナーやウェビナーによる普及啓発を行っている。業界団体では、教育・研修を行っている。企業では、MSDS作成及び管理支援、インターネットでのMSDSのデータベースの公開といったサービスによる支援を行っている。 国際動向への対応については、MSDS国連動向をGHSに対応させるため、新たなMSDS制度の案を作成中である。
ニュージーランド	1995年にMSDS制度が導入された。 化学物質管理を目的とする 有害性物質及び新生物法 (HSNO法) で、SDS作成のための履行規範が策定されている。 労働安全衛生を目的とする 雇用安全衛生法 (HSE法) で、危険有害性の特定と被雇用者に対する情報提供 (MSDS) を義務づけている。営業秘密保護については、Official Information Act 1982に規定されている。	同上	危険有害性化学品を取り扱う全ての事業者	いずれかの危険有害性区分に分類される物質	産業団体によるアドバイスや、SDS作成の法的義務づけにより、MSDSの普及率は高い。 MSDS普及の支援として、行政では、主に農業用剤が、化学物質のデータベースの提供を行っている。産業団体では、トレーニング、講習会の開催、インターネットを用いた情報提供、MSDS作成代行等を行っている。企業では、コンサルティング、インターネットでのSDSのデータベース公開といったサービスによる支援を行っている。 国際動向への対応については、GHSがドラフトの段階から、GHS対応の取組を始めた。2010年までに国内法を改訂し、GHSに全て対応する予定。

1 化管法の記載項目： 製品名、含有する対象化学物質の名称、政令上の番号・種類、含有率、MSDSを提供する事業者の名称、住所、担当者の連絡先、化学物質が漏出した際に必要な措置、取扱い上及び保管上の注意、物理的・化学的性状、安定性・反応性、有害性、暴露性、廃棄上の注意、輸送上の注意、有害性・暴露性の概要、応急措置、火災時に必要な措置、労働者に対する暴露防止措置等、適用される法令、MSDSを提供する事業者が必要と認める事項

2 各国の普及状況、取組等：調査した全ての国におけるヒアリングの結果、「MSDSの普及率は高い」、「大企業と中小企業間でMSDSに対する理解度や活用度に大きな差がある」という結果が得られた。

調査結果まとめ

- ・必須記載項目数は各国で異なるが、規定またはガイドラインで16項目を推奨している。
- ・日本では、各法律で対象物質を規定しているが、海外では危険有害性を判定するためのクライテリアに基づいて対象かどうかを判定していることが多い。
- ・調査した各国のMSDSの普及率はいずれも高かった。
- ・海外では、行政機関、業界団体、民間企業などにより、MSDSデータベースの作成・公開、MSDS作成支援、コンサルティングなどが行われている。

調査結果はniteのホームページで公開しています。

<http://www.prtr.nite.go.jp/data/compmsds18.html>